

# 教育委員会会議提出議案

第3号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和3年2月19日  
教 育 長

(理由)

福岡県立ふれあいの家南筑後が令和3年3月31日をもって廃止されること等に伴い教育委員会規則の関係規定を整備するもの。

(教育庁総務企画課)

## 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則の制定について（概要）

### 1 改正概要

#### (1) 福岡県教育庁組織規則

福岡県立ふれあいの家南筑後が令和3年3月31日に廃止されることに伴い、社会教育課の分掌事務から当該施設に係る事項を削除するもの。

その他、所要の整備を行うもの。

#### (2) 福岡県教育財産管理事務取扱規則

福岡県立ふれあいの家南筑後が令和3年3月31日に廃止されることに伴い、財産管理者の規定から当該施設及び当該施設の長を削除するもの。

#### (3) 福岡県立ふれあいの家組織規則

福岡県立ふれあいの家南筑後が令和3年3月31日に廃止されることに伴い、規則を廃止するもの。

#### (4) 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則

福岡県立ふれあいの家南筑後が令和3年3月31日に廃止されることに伴い、規則を廃止するもの。

### 2 施行期日

令和3年4月1日

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則を制定し、ここに公布する。

令和三年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第四十二号を第四十三号とし、第三十六号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 ふくおか教育月間に関すること。

第十九条第十一号中「福岡県立ふれあいの家南筑後」を削る。

(福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正)

第二条 福岡県教育財産管理事務取扱規則(昭和三十九年教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表県立ふれあいの家の項を削る。

(福岡県立ふれあいの家組織規則の廃止)

第三条 福岡県立ふれあいの家組織規則(平成二年教育委員会規則第三号)は、廃止する。

(福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則の廃止)

第四条 福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則(平成二年教育委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（総務企画課の分掌事務）</p> <p>第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p><del>三十六 ぶくおか教育月間に関する事。</del></p> <p>三十七 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>三十八 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関する事。</p> <p>三十九 教育改革推進本部に関する事。</p> <p>四十 福岡県教育振興審議会に関する事。</p> <p>四十一 教育長が特に命じた事項に関する事。</p> <p>四十二 教育総務部各課の連絡調整に関する事。</p> <p>四十三 他の課の所掌しない事項に関する事。</p>	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（総務企画課の分掌事務）</p> <p>第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p>三十六 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>三十七 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関する事。</p> <p>三十八 教育改革推進本部に関する事。</p> <p>三十九 福岡県教育振興審議会に関する事。</p> <p>四十 教育長が特に命じた事項に関する事。</p> <p>四十一 教育総務部各課の連絡調整に関する事。</p> <p>四十二 他の課の所掌しない事項に関する事。</p>
<p>第十条～第十八条（略）</p> <p>（社会教育課の分掌事務）</p> <p>第十九条 教育振興部社会教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福岡県青少年科学館に関する事。</p> <p>十二（略）</p>	<p>第十条～第十八条（略）</p> <p>（社会教育課の分掌事務）</p> <p>第十九条 教育振興部社会教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ぶれあいの家園筑後、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福岡県青少年科学館に関する事。</p> <p>十二（略）</p>
<p>第二十条～第二十六条（略）</p>	<p>第二十条～第二十六条（略）</p>

福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）新旧対照表（案）

改正案	現行																																																																						
<p>第一条～第三条（案）</p>	<p>第一条～第三条（案）</p>																																																																						
<p>（財産管理者）</p>	<p>（財産管理者）</p>																																																																						
<p>第四条 財産の管理に関する事務は、次の表の上欄に掲げる教育機関について、それぞれ同表下欄に掲げる教育機関の長、体育スポーツ健康課長又は社会教育課長が分掌する。</p>	<p>第四条 財産の管理に関する事務は、次の表の上欄に掲げる教育機関について、それぞれ同表下欄に掲げる教育機関の長、体育スポーツ健康課長又は社会教育課長が分掌する。</p>																																																																						
<table border="1"> <tr><td>県立学校</td><td>当該学校長</td></tr> <tr><td>県教育センター</td><td>教育センター所長</td></tr> <tr><td>県体育研究所</td><td>体育研究所長</td></tr> <tr><td>県立美術館</td><td>美術館長</td></tr> <tr><td>県立図書館</td><td>図書館長</td></tr> <tr><td>県立社会教育総合センター</td><td>社会教育総合センター所長</td></tr> <tr><td>県立青少年訓練所</td><td>青少年訓練所長</td></tr> <tr><td>県立英彦山青年の家</td><td>英彦山青年の家所長</td></tr> <tr><td>県立社会教育総合センター少年自然の家</td><td>社会教育総合センター少年自然の家所長</td></tr> <tr><td>県立少年自然の家「玄海の家」</td><td>少年自然の家「玄海の家」所長</td></tr> <tr><td>県立総合プール</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>九州歴史資料館</td><td>九州歴史資料館長</td></tr> <tr><td>県立久留米スポーツセンター</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県青少年科学館</td><td>社会教育課長</td></tr> <tr><td>県立スポーツ科学情報センター</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県馬術競技場</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県立総合射撃場</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> </table>	県立学校	当該学校長	県教育センター	教育センター所長	県体育研究所	体育研究所長	県立美術館	美術館長	県立図書館	図書館長	県立社会教育総合センター	社会教育総合センター所長	県立青少年訓練所	青少年訓練所長	県立英彦山青年の家	英彦山青年の家所長	県立社会教育総合センター少年自然の家	社会教育総合センター少年自然の家所長	県立少年自然の家「玄海の家」	少年自然の家「玄海の家」所長	県立総合プール	体育スポーツ健康課長	九州歴史資料館	九州歴史資料館長	県立久留米スポーツセンター	体育スポーツ健康課長	県青少年科学館	社会教育課長	県立スポーツ科学情報センター	体育スポーツ健康課長	県馬術競技場	体育スポーツ健康課長	県立総合射撃場	体育スポーツ健康課長	<table border="1"> <tr><td>県立学校</td><td>当該学校長</td></tr> <tr><td>県教育センター</td><td>教育センター所長</td></tr> <tr><td>県体育研究所</td><td>体育研究所長</td></tr> <tr><td>県立美術館</td><td>美術館長</td></tr> <tr><td>県立図書館</td><td>図書館長</td></tr> <tr><td>県立社会教育総合センター</td><td>社会教育総合センター所長</td></tr> <tr><td>県立青少年訓練所</td><td>青少年訓練所長</td></tr> <tr><td>県立ふれあいの家</td><td>ふれあいの家所長</td></tr> <tr><td>県立英彦山青年の家</td><td>英彦山青年の家所長</td></tr> <tr><td>県立社会教育総合センター少年自然の家</td><td>社会教育総合センター少年自然の家所長</td></tr> <tr><td>県立少年自然の家「玄海の家」</td><td>少年自然の家「玄海の家」所長</td></tr> <tr><td>県立総合プール</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>九州歴史資料館</td><td>九州歴史資料館長</td></tr> <tr><td>県立久留米スポーツセンター</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県青少年科学館</td><td>社会教育課長</td></tr> <tr><td>県立スポーツ科学情報センター</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県馬術競技場</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>県立総合射撃場</td><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> </table>	県立学校	当該学校長	県教育センター	教育センター所長	県体育研究所	体育研究所長	県立美術館	美術館長	県立図書館	図書館長	県立社会教育総合センター	社会教育総合センター所長	県立青少年訓練所	青少年訓練所長	県立ふれあいの家	ふれあいの家所長	県立英彦山青年の家	英彦山青年の家所長	県立社会教育総合センター少年自然の家	社会教育総合センター少年自然の家所長	県立少年自然の家「玄海の家」	少年自然の家「玄海の家」所長	県立総合プール	体育スポーツ健康課長	九州歴史資料館	九州歴史資料館長	県立久留米スポーツセンター	体育スポーツ健康課長	県青少年科学館	社会教育課長	県立スポーツ科学情報センター	体育スポーツ健康課長	県馬術競技場	体育スポーツ健康課長	県立総合射撃場	体育スポーツ健康課長
県立学校	当該学校長																																																																						
県教育センター	教育センター所長																																																																						
県体育研究所	体育研究所長																																																																						
県立美術館	美術館長																																																																						
県立図書館	図書館長																																																																						
県立社会教育総合センター	社会教育総合センター所長																																																																						
県立青少年訓練所	青少年訓練所長																																																																						
県立英彦山青年の家	英彦山青年の家所長																																																																						
県立社会教育総合センター少年自然の家	社会教育総合センター少年自然の家所長																																																																						
県立少年自然の家「玄海の家」	少年自然の家「玄海の家」所長																																																																						
県立総合プール	体育スポーツ健康課長																																																																						
九州歴史資料館	九州歴史資料館長																																																																						
県立久留米スポーツセンター	体育スポーツ健康課長																																																																						
県青少年科学館	社会教育課長																																																																						
県立スポーツ科学情報センター	体育スポーツ健康課長																																																																						
県馬術競技場	体育スポーツ健康課長																																																																						
県立総合射撃場	体育スポーツ健康課長																																																																						
県立学校	当該学校長																																																																						
県教育センター	教育センター所長																																																																						
県体育研究所	体育研究所長																																																																						
県立美術館	美術館長																																																																						
県立図書館	図書館長																																																																						
県立社会教育総合センター	社会教育総合センター所長																																																																						
県立青少年訓練所	青少年訓練所長																																																																						
県立ふれあいの家	ふれあいの家所長																																																																						
県立英彦山青年の家	英彦山青年の家所長																																																																						
県立社会教育総合センター少年自然の家	社会教育総合センター少年自然の家所長																																																																						
県立少年自然の家「玄海の家」	少年自然の家「玄海の家」所長																																																																						
県立総合プール	体育スポーツ健康課長																																																																						
九州歴史資料館	九州歴史資料館長																																																																						
県立久留米スポーツセンター	体育スポーツ健康課長																																																																						
県青少年科学館	社会教育課長																																																																						
県立スポーツ科学情報センター	体育スポーツ健康課長																																																																						
県馬術競技場	体育スポーツ健康課長																																																																						
県立総合射撃場	体育スポーツ健康課長																																																																						
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>																																																																						
<p>第五条～第二十五条（略）</p>	<p>第五条～第二十五条（略）</p>																																																																						